

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 12 月 7 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 1件

厚 生 年 金 保 険 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600408 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 1600051 号

第1 結論

昭和 54 年 3 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 54 年 3 月から昭和 58 年 3 月まで

私は、実家の A 県 B 町（現在は、C 市）から、D 県 E 市に転居した昭和 54 年 3 月頃に、国民健康保険に加入するため同市役所に行った際、国民年金の加入も併せて勧められ、同日付けで国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。請求期間に係る国民年金保険料については、私が毎月納付していた。請求期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、E 市へ転居した昭和 54 年 3 月頃に、E 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、自分が毎月納付していたと主張している。

しかしながら、E 市役所に確認したところ、E 市は、国民年金保険料の毎月納付が開始されたのは昭和 62 年 4 月からであり、請求期間の保険料の納付周期は 3 か月単位であると回答しており、請求者の主張する納付周期は、当時の E 市における国民年金保険料の取扱いと相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和 58 年 7 月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、請求期間のうち、昭和 54 年 3 月から昭和 56 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録の氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 58 年 7 月時点において、昭和 56 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるところ、オンライン記録及び E 市の年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月 10 日現在）によると、当該期間直後の昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの保険料は過年度納付されているものの、請求者は、過年度納付したことについて憶えていない上、「将来に向け納付を

開始した。E市役所で国民年金の加入手続きを行った際、2年間遡って保険料を納付できる旨の説明を受けた記憶はない。」と陳述している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600327号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600194号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年2月1日から同年3月1日まで

私は、A社に平成13年7月から平成14年2月末まで勤務したが、同社での厚生年金保険加入期間は平成13年7月21日から平成14年2月1日までとなっている。平成14年2月分の給与支給明細書の控除欄に記載されている厚生年金保険料は、同年2月分の厚生年金保険料と思われる所以、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年3月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における勤務は平成14年2月末までであり、平成14年2月分の給与支給明細書の控除欄に記載されている厚生年金保険料は、同年2月分の厚生年金保険料である旨主張している。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の記録により、①請求者の離職日は平成14年1月31日となっていること、②請求者は同年2月4日に求職の申込を行っていること、③請求者は同年2月12日から同年4月21日まで求職者給付の基本手当を受給していることがそれぞれ確認できる。

また、A社から厚生年金保険に関する手続き等の業務を受託している社会保険労務士から提出された請求者に係る社員名簿及び雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)により、退社日及び離職日は、ともに平成14年1月31日であることが確認できる上、当該社会保険労務士から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は同年2月1日であることが確認できる。

さらに、上記社会保険労務士は、給与からの厚生年金保険料の控除は翌月控除と回答していることから、請求者から提出された平成14年2月分給与支給明細書の控除欄に記載されている厚生年金保険料は、同年1月分の厚生年金保険料と認められる。

加えて、事業主に請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除等について照会したが、回答を得られないため、事業主により請求内容どおりの手続き等が行われたのか確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600381 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600195 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 45 年 1 月頃から同年 11 月頃まで

年金記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。昭和 45 年 1 月頃、A社B事業所に正社員として採用され、同年 11 月頃に会社が閉鎖するまで勤務した。入社した際に社会保険の手続のため、既に持っていた年金手帳を渡し、健康保険証を受け取った記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたとする A社B事業所の所在地を管轄する法務局管内において、同社に係る商業登記の記録は確認できない上、請求者の A社B事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

また、請求者は、勤務していたとする A社B事業所の事業主、事業所長及び同僚の氏名を記憶していない上、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していないため、請求期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、A社B事業所の本社は C 県にあったとしているところ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「オンライン記録等」という。)で、同一名称の事業所が C 県にあることが確認できることから、当該事業所に A社B事業所に関する照会をしたところ、20 年以上前から会社は休眠状態にあり、以前の書類がないと回答があり、請求者が勤務していたとする A社(B事業所)とオンライン記録で確認できる A社が同一事業所であることが確認できない。

加えて、オンライン記録等で確認できる C 県にある A社において請求期間に厚生年金保険の加入記録のある従業員に対し、請求者及び A社B事業所に関する照会をしたが、請求者及び B

事業所について知らないと回答があった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。